

商品概要説明書

退職金専用定期貯金「ハッピーワン」

(平成31年4月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	○スーパー定期貯金(単利型) 「退職金専用定期貯金「ハッピーワン」」
2. 販売対象	○退職金受取後1年以内の方に限ります。 (退職金確認書類として「退職所得の源泉徴収票」または「退職金が振込まれた通帳」等をご提示いただきます)
3. 取扱期間	○2019年4月1日(月)～2020年3月31日(火)
4. 期間	○6ヶ月・1年・3年の定型方式のいずれかに限ります。 ※預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○100万円以上退職金の範囲内。(複数回に分けての預入ができます) ○1円単位
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	○6ヶ月年利0.40% 1年年利0.20% 3年年利0.15%を適用します。 ○年金振込指定または年金予約サービスをお申込の場合はさらに0.05%上乗せした金利を適用します。 ○自動継続後の適用金利は継続日当日のスーパー定期貯金(預入期間)の店頭表示利率となります。 ○預入期間6ヶ月及び1年は、満期日以後に一括して支払います。 ○預入期間3年は、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日)以後及び満期日以後に分割して支払います。 ○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算となります。 ○満期日以降の利息は解約日又は書替継続日における普通貯金利息により計算します。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日又は前回の中間利払利率(約定利率×70%小数点第4位以下切捨て)により計算します。 ○20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
8. 手数料	——

9. 付加できる特約事項	○マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができません。
10. 中途解約時の取扱い	<p>○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 預入期間を、6か月、1年とした場合</p> <p>A. 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満 … 約定利率×50%</p> <p>C. 1年以上3年未満 …… 約定利率×70%</p> <p>(2) 預入期間を、3年とした場合</p> <p>A. 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満 …… 約定利率×40%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満 … 約定利率×50%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満 … 約定利率×60%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満 … 約定利率×70%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満 … 約定利率×90%</p>
11. 貯金保険制度（公的制度）	<p>○保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：055-949-3211）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
13. その他参考となる事項	○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA伊豆の国